

チラシの配架および、ポスターの掲示について

吹田市立市民公益活動センターでは、市民が行う社会貢献活動を広めるため、チラシやポスターをセンター内に配架・掲示します。

対象（下記のいずれかに該当するもの）

1. 市民公益活動団体として吹田市に受理されている団体が主催する非営利事業
2. 行政が共催、協力、後援を行う旨の記載があるものや、行政から補助金を受けて運営している事業
3. NPO 法人など公益法人が主催している非営利事業
4. その他、センター長が認めるもの

チラシおよびポスターに**必ず記載**していただきたいこと

- ・ 主催団体名（後援等がある場合は後援名義も記載してください）
- ・ 活動内容
- ・ 日にち・時間
- ・ 会場名（施設名・室名を明確に記載してください）
- ・ 参加費の有無（ある場合は金額も記載してください）
- ・ 問い合わせ・連絡先

配架・掲示期間

- ・ イベント開催日（もしくは申し込み締切日）まで。
 - ・ 活動紹介など期日が決まっていないものは、最長2年。
 - ・ 期間終了後、チラシ、ポスターの残部はセンターで処分します。
- 返却を希望される方は、スタッフにお声がけください。